

●見守りの方法

社会福祉協議会において、職員や地域支援者等で、訪問や電話を行い、対象者の状況の確認を行います。見守りの回数は対象者に応じて、増減します。

●ご家族等にお願いしたいこと（ご家族が訪問や電話をしたとき）

①対象者の方が体調を崩し、病院へも行けない、あるいは何か困っているように感じた場合は、下記の連絡先、町（保健福祉課）や社会福祉協議会にご連絡ください。

【町（保健福祉課）や社会福祉協議会では、対象者のお宅への訪問や電話等で、体調の確認や医療機関への受診の勧奨を行います。】

②旅行や入院等で、自宅を長期間離れる場合等は、町（保健福祉課）や社会福祉協議会までにご連絡ください。また隣近所や親しい人、新聞店等にも連絡し、新聞は一時止めてもらう等、連絡をお願いします。

★対象者の方が、見守り活動の中で所在が分からないときや、万が一、倒れていたり、緊急入院したような場合は、町（保健福祉課）からご家族にご連絡させていただきますので、この事業にご理解、ご協力をお願いします。

## 町と社会福祉協議会の連絡先

●町（保健福祉課高齢者支援係）

電話：0126-53-3155（保健センター内）

●月形町社会福祉協議会

電話：0126-53-2928（交流センター内）